

第3回 行政手続部会 議事録

1. 日時：平成28年10月20日（木）9:59～11:36

2. 場所：合同庁舎4号館4階第2特別会議室

3. 出席者：

（委員）高橋滋（部会長）、森下竜一（部会長代理）、野坂美穂、原英史、吉田晴乃

（専門委員）大崎貞和、川田順一、佐久間総一郎

（政府）松永内閣官房内閣審議官

（事務局）田和規制改革推進室長、刀禰次長、福島次長、石崎参事官、大槻参事官

（ヒアリング出席者）日本行政書士会連合会：吉村副会長、伊藤専務理事

日本税理士会連合会：瀬上専務理事、土屋調査研究部委員

全国社会保険労務士会連合会：大谷副会長

4. 議題：

（開会）

関係者からのヒアリング①

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋部会長 おはようございます。若干早い時刻ですが、おそろいですので第3回「行政手続部会」を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

本日は國領専門委員、堤専門委員は御欠席でございます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

前回、御議論いただきました参考資料1の事業者ニーズの把握の進め方を踏まえまして、今回から来月にかけて関係団体等よりヒアリングを行いたいと思います。本日は日本行政書士会連合会（日行連）、日本税理士会連合会（日税連）、全国社会保険労務士会連合会からお話を伺いたいと思います。

まず初めに日行連からお話を伺いたいと思います。

（日本行政書士会連合会 入室）

○高橋部会長 本日は、日本行政書士会連合会の吉村副会長、伊藤専務理事に御出席をいただきました。お忙しい中、大変ありがとうございます。

それでは、資料1に沿いまして御説明を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○吉村副会長 おはようございます。日本行政書士会副会長の吉村と申します。

まず、最初に、私から日本行政書士会連合会の組織の概略につきまして、簡単にお話を

させていただきたいと思います。

お送りしている別紙になろうかと思えますけれども、日本行政書士会の組織につきまして、最初に私ども日本行政書士会連合会は、行政書士会の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るために、行政書士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行い、並びに行政書士の登録に関する事務を行うことを目的としているところであります。

主に事業としましては、単位会の指導及び連絡、単位会の会員の品位を保持するための指導及び連絡、行政書士の登録及び行政書士法人の届出に関すること。これらを中心に各事業を展開しているところであります。

組織の概要といたしましては、平成28年4月1日現在でございますけれども、行政書士会員4万5,441名、行政書士法人会員442法人ということで、全国47都道府県単位会で構成されているところでございます。

具体的な本件の内容につきましては、伊藤専務理事からお話をさせていただきたいと思えます。

○伊藤専務理事 日本行政書士会連合会の専務理事を拝命しております伊藤と申します。本日はお招きいただきまして、まことにありがとうございます。

私から内容について御説明をさせていただきたいと思えます。資料の1ページ「I. 負担を感じている具体的な規制・行政手続、負担と感じている内容について」ということでございますが、資料を1枚おめくりいただいて、全てを説明することは時間の関係上、難しいので、2ページの運送業許可、開発許可のところから御説明をさせていただきたいと思えます。

運送業といいますのは、特にトラックを中心に海とか飛行機とか陸送のための許可でございますが、特にトラックの場合、運送業の許可を得るには車庫のほかには事務所・休憩所を確保する必要があります。しかし、都市計画上、建築基準法、農地法等の法令に抵触していないことが求められることから、運送業の営業所では都市計画法上の許可が得られないため、市街化調整区域内では事実上、許可を受けることが不可能となっております。

これは都市計画法上の規制がございまして、原則として市街化区域内。例外的には例えば陸送関係のもので一部市街化調整区域にとることもできるものがあるのですが、原則として市街化区域となっていて、なかなか運送業の営業所の場所を確保することが実は難しくなっているというのが実情でございます。

私たち行政書士としては、市街化調整区域内の事務所でも開発許可を得て、その後に事業所をつくる、営業所をつくるような運送業の許可取得を容易にできるような方策を検討する必要があるのではないかと考えています。

その下の④在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請ですが、入国管理局と申しますのはさまざまなブロックごとにできておりまして、この話は東京だと思っておりますが、関東の場合には東京と横浜というのが別途申請の窓口が違っております。同一管轄にある地方入国管理局と同局出張所とで申請人に求められる書類の様式に差異が見られます。

具体的には日本人と外国人の婚姻に伴う諸申請の際に、質問書の提出を求められますが、本局では総数8ページの様式を求められるのに対して、同局出張所では総ページ数18ページの様式に記載するよう求められています。同一管轄局内で大きな差異があるのは好ましくなく、結果として申請人等に過大な負担を強いることにならうかと存じます。是正していただきたく要望しますと書かれておりますが、これは同一管轄内でもそうなのですが、違う管轄になるとそもそも求められるものが違って、実は東京の行政書士が例えば大阪に行ったときに求められるものが違ったり、さまざまそこでは苦労しているところがございます。

4ページ「Ⅱ. その他、規制・行政手続について負担と感じていることについて」というので、幾つかピックアップして御報告をさせていただきたいと思えます。

「1. 特殊車両通行許可申請について」です。この特殊車両通行許可というのは、標準処理期間が新規申請及び変更申請の場合は3週間以内、変更許可の場合は2週間以内となっておりますが、実情はかなり時間をとられているのが現状でございます。標準処理期間は定められております。先ほど言ったように3週間、2週間ですが、収録道路を通行する場合に限りであり、未収録道路を通行する場合、許可までに3～4カ月を要しているのが現状です。というのが多くございます。未収録道路を通行しないケースはほとんどなく、標準処理期間は有名無実化しております。標準処理期間より長く実情としてかかっているというのが1つ。

審査基準・条件基準が一律ではないということ。同一諸元の車両を同一道路の通行許可で申請した場合であっても、通行可の場合と不可の場合があります。また、通行の条件が異なる場合があるということ。

3番目、申請の差し戻しについて。電子申請での軽微な不備が差し戻しとなる場合があります。補正を求めるのか、差し戻しなのかは基準があるべきと考えます。多数の路線の中の1路線が通行不可で迂回指示等の場合、差し戻しすることは行政手続上、問題であると考えます。さまざま取扱いがあるということでございます。一律に処理をしていただけないということが1つございます。

1つ飛ばしまして、「3. 農振法における農用地除外申出の添付書類について、及び農地法の審査基準・条件基準が一律でないことについて」です。根拠法令は農振法及び農地法です。

農振法における農用地除外申出の添付書類について、除外申出の際に規模の妥当性を確認するため、資金計画書や収支計画書などの事業計画書、場合においては残高証明書や融資予定証明書の提出を求められることがあります。そのため長期の手続にもかかわらず、建物計画を含め土地利用計画を完了させなければならず、手続開始に時間がかかってしまうのが現状であります。

ここの農地法の審査基準・条件基準が一律でないことについてということがございますが、これは農業委員会等において条件が一律でないことはよく知られているところであり

まして、特に農振法において、農地法の転用手続を求めている隣地の承諾等について、確認書など書類の名称を変更して求めることにより、一般国民に負担となっている場合が実は多くございます。また、農地区分が曖昧であり、判断に相違が生じる場合がございます。

2つ飛ばさせていただきまして「6. 建設業許可申請手続」について御報告をさせていただきます。根拠法令は建設業法です。

手続に要する時間、許可申請書受理から許可日または審査終了日までの期間が事前に示されていません。これは特に大臣許可の場合ですが、国土交通大臣許可申請においては、主たる営業所を管轄する都道府県庁に申請書類を提出し、当該都道府県庁を經由して各地の地方整備局で審査するため、許可通知書が発行されるまでの期間が各地方整備局によっては3カ月から4カ月以上に及ぶこともあり、問合せをしても許可の時期を教えてもらえません。許可通知書発効日の見通しが立たないことから、建設業許可申請業者は事業開始がおくってしまうという問題がございます。

また、許可取得後も経營業務管理責任者変更届の審査がいつ終了するのか期間が示されず、申請から4カ月後に裏付資料の追加を求められたこともあります。建設業者は許可行政庁の審査期間が明示されていないことで、他の業界に比べて経営判断や事業展開が遅くなるというリスクを抱えております。

2番目、手続の透明性。審査基準がわかりにくく、都道府県及び各地方整備局ごとに審査基準が異なります。また、地方整備局、都道府県の担当者によっては、場当たりの指示や要求の根拠が不明確な場合が見受けられます。これもよく行政書士間の中では有名な話でありまして、都道府県によって審査基準あるいは提出書類の求められるものが違い、また、行政指導の基準がわかりにくいというのがよく知られていることであります。

ある県で知事許可を新規取得した建設業者が1年後、主たる営業所を隣接する県に移転すると、新たに建設業許可申請を移転後の県庁に申請しなければなりません。ところが、移転前の県庁で認められた経營業務管理責任者の裏付資料、専任技術者の裏付資料が、移転後の県庁では「許可行政庁ごとに審査方法が異なる」という理由で認められず、前回認められた裏付資料を添付しているにもかかわらず、許可を失効する場合があります。

また、知事許可業者が事業を拡大して他府県に支店を出した場合も同様の問題があります。つまり本店は変わらなくても、知事許可から大臣許可に許可換え新規申請をする必要に迫られるので、管轄の地方整備局に申請すると「都道府県と審査方法などが異なる」という理由から、都道府県が1年前に認めた経營業務管理責任者や専任技術者の過去の経営経験・工事实績を否認され、許可されないというリスクがございます。

大まかには以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問等ございましたらば、お願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

○森下部会長代理 御説明がなかった医療法人とNPOの設立の話は私はお聞きしたいのですが、医療法人は非常に私も関係する領域なので、前から面倒くさいなと思っていたのですが、二重規制になっている理由というのは何かあるのですか。2回出さなければいけない理由というのは。単純にそう定められているので出すだけで、特にもう一回再審査をするとかはしないのですね。

○伊藤専務理事 基本的には認可のものと登記のものは別建てになっていまして、そもそも認可というのは設立のための要件を充足させるという意味合いがありますし、登記というのは終わった後にそれを公示するという意味合いがありまして、そもそもの趣旨が違うというところが多分にあると思うのですが、やり方としては認可のときと基本的には同じものを出しなさいというようなことで、2回申請をやらされているというのが実情でございます。

○森下部会長代理 それは費用的にも司法書士さんに、これは自分でやる方はいらっしやらないと思うので、結局、2回お払いしていることになるのですかね。

○伊藤専務理事 はい、そのとおりでございます。

○森下部会長代理 こういうところは簡素化すべきだと思います。

○高橋部会長 川田専門委員、どうぞ。

○川田専門委員 いつも私も事業者の支援をしていただき、ありがとうございます。行政書士の方々に日頃お世話になっている事業者の立場から、本日、お伺いして感じたことを2つ質問させていただきます。

1つは、事業者が直接負担するものと、行政書士が負担するものの整理についてです。行政書士が負担するものについても事業者に戻ってきますので、結果的には事業者負担になると思うのですが、今、例示された中で事業者にとって直接的な負担となっているものと、行政書士として活動されている中で負担と感じられているものの違いがあるのか、というのが1つ目の質問です。

もう1つは、今回この部会での検討のあり方に関わる質問です。手続の是非は、我々が感じている負担・コストと、行政がなぜそのような届出なり書類を求めるのかという必要性、合理性との兼ね合いだと思うのです。行政上、本当に必要なものであるならば、我々はコストをかけてもきちんとしたものを提出しなければいけない。一方、提出したにもかかわらず、行政側から見れば非常に軽微なもので、余り価値を感じていないものもあると思います。そのようなものをどのように整理するかについて、コスト面からアプローチしようということがこの部会の目的の1つだと思うのですが、二重的な要請など、ただ今ご説明されたことについて、なぜ行政はそのようなことを求めてくるのか、行政書士の立場でどうお考えかお聞きしたいと思います。

○高橋部会長 お願いいたします。

○伊藤専務理事 1点目を聞きそびれたのですが。

○川田専門委員 例示された中で、直接的に事業者が負担しているコストと、行政書士が

負担しているコストがあると思うのですが、どう違いがあるのか。全て直接事業者が負担しているものなのかどうかということでもあります。

○伊藤専務理事 大まかに言いますと、基本的には全部事業者の負担にはなりません。手続上のさまざまなものについては、行政書士はその手続においてはプロですから、どのように通すかということにおいては頭を悩ませますが、基本的には事業者の方がコストを負担しているというのが大きなところだろうと思います。

特に私たちが手続をさまざまやっていて大きく感じるのは、地方自治体ごとによって審査の基準が違うということと、出す書面が違うというのが実は非常に大きなコスト負担になっていて、それがまだ通るうちにはいいのですが、先ほどのように例えば東京都と埼玉県で基準は違い、書面は違うけれども、通るといふものだったら何とかかんとか書面をやりくりして通すのですけれども、まずいというか、東京では通るのに埼玉県では通らないみたいなことは実は非常に難しい部分がありまして、つくってみて、出してみたら、もちろん私たちはプロですからそれは難しいですよと事前にはとめたりコンサルはするのですが、わからない方は先に事業所をつくってしまって、東京で通ったのだから埼玉でも通るだろう。やってみたら実は通らなかつたといふ事業に非常に支障が生じている部分が多くありまして、その点はある意味、やむを得ない部分も確かに多くあることながら、地方自治体によって許可が出る出ないという大きな妨げが出てくると、ここは何かならないものかと感じる事が多くあるところがございます。

○高橋部会長 では佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 大変、日ごろからの実務で抱えておられる問題、よくわかりました。ありがとうございます。

今、川田さんから質問されたことに関連してなのですが、地方ごとに違う、これは地方ごとに法令に基づいて委任されている事務とか、独自で設けられるものについて、つまりサブスタンスの基準が違うので結果が違うのか、それは同じなのだけれども、最終的な判断、窓口での判断が異なるものが多いのかという点を教えていただきたい。

これは感想になるのですが、今までこういうお話は非常にたくさんホットラインのときもお聞きしたのですが、本日はそういう意味で新種が出てきたというのが先ほど御説明のあった在留資格云々です。これは同じ入国管理局で本局と出張所で求められる質問状が違う。これはすごい新種が出てきたな、ついにここまでなのかというのが非常に驚きなのですが、これが地方で違うとかそういうのはわかるのですが、そうするとここについての質問になるのですが、8ページと18ページで、これは8にプラス10ページが加わる。こういうものなので、では本局に出したほうが楽だということなのか、本局では受け付けられなくて出張所があるところは管轄が出張所でしか受け付けない。したがって、ある人は不運にそこに出さざるを得ない人は大変なことになるということかどうか。その点について教えていただければと思います。

○伊藤専務理事 先ほどの質問でいきますと、基本的に許可というのは原則としては全て

法律事項でございますから、法律で定められている要件というのは同一です。ただし、そこから出てくる解釈であったり運用基準であったりの部分が各地方自治体、都道府県によってそこが異なっていて、こういうふうには解釈するのだから、こういう書面をつくらせるべきだ。こういうふうには我々は解釈するのだから、こういうふうには審査をすべきだという、その部分で区別が出てくるということでございます。

今の入管の件につきましては、管轄は原則として支局がある場合には支局で出しなさいというのが原則です。ただし、例外的にこうこうこういう事由があれば、本局でも受け付ける場合があるという例外的な部分はあるのですが、原則として支局があるところについては、支局で申請をするようにと運用されていたというのが実情でございます。

○高橋部会長 吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 電子化してプロセスを簡素化するということは、イギリスなんかでもやっていたものですから、その辺のところをお伺いしたいと思います。

非常に興味深かったのが7ページで、電子化することでの行政書士業務への脅威、ネガティブな点も書いてあるのでそこを教えていただきたいと思うのですが、もしいろいろなものが電子化できるとして、例えばAmazonで物を買うとクレジットが審査されました、あと何日で着きますというすごいものがぱっと出てくるわけではないですか。私たちはそういうカルチャーの中で生活している一方でとてつもないアナログな世界もあるわけです。こんなことがあり得たらいいみたいな電子化のイメージはありますか。

また、ポジティブな面と、どういうことが皆さんの反感を呼び得るのか。反感というか、国民の権利義務に深くかかわることから云々かんぬんを書いてありますね。そのところネガティブな面と両方教えていただければと思います。

○伊藤専務理事 電子申請自体は実は行政書士も大いに推進すべきだという、逆にとめるほうではなくて推進すべきだとは考えておりますが、一方で1つは電子手続というものをやったことがない。特に高齢者の方でインターネットもそもそもさわったことがなくてできないという方がいるということ。そのときに我々がどうかかわるか。やったことがない方に我々が代理人としてかかわれるのか、本人にこういうふうにはやっごらんというサポートをするような形でやるのかというのは考える必要がある。

もう一方として、今度は電子の場合には実際に打っている者が誰かというのが見えないものですから、これはアナログの場合でも書面を書く者が誰かというのが見えないというのもある意味、同一なのではあります。特に入管手続の場合にはブローカーが多くかかわっているケースがあって、では全部あなたに書面を預けるから、あなたが打ち込んで申請してくださいよというところが多くあって、そうすると本来、本人が例えば私はどこどこ大学出身ですというのを打ち込まなければならないところを、違うものを打ち込んだ場合に、本人のそもそも違うものが申請をされてしまって、後で本人が非常に大きな不利益を受けることが懸念される場所でもあります。その負担は全て本人が負うというところが1つ。

電子の場合に、これは得てしてあるのですけれども、機械の操作だったりインターネット上が不安定で、申請していると自分が思っているにもかかわらず、実は相手方に届いていなかったり、先ほど特殊車両等のところでも御説明させていただいたのですが、軽微なもの、例えば1文字違うとよくよく見ればこんなもの当たり前でしょうという部分が、それが差し戻されてまたもう一回打ち込むという、逆に電子申請は本来、もう少し手続が楽になるはずなのに、手間がふえることが実は多くあつたりします。

最近、行政書士会で話題になっているのは、自動車のワンストップでもそうなのですが、今までだったら1回窓口に行けばよかったところが、電子申請になると、1回電子申請でやって、そのときに電子申請のものを持ってもう一回行くという、電子申請をやることによって手間がふえることが実はそういうことが多くあつて、電子申請が必ずしも手続が簡易にならずという部分が、実は電子申請の部分にはついて回るところがございます。それをどう担保するかというのが私たち行政書士会の中でも考えているところではあるけれども、1つのやり方としては行政書士欄というものがあつて、この書面については行政書士が責任を持ってつくりましたという。

○高橋部会長 いろいろありますので、手短にお願いします。

○伊藤専務理事 そのようなことがあれば、少しそのところは、これは責任者がきちんとした資格者がつくったということが担保できるのではないかと考えております。

以上です。

○高橋部会長 では大崎専門委員、どうぞ。

○大崎専門委員 先ほど話題に出ていた、地方とか各支局によって違うという場合の話の続きなのですけれども、それらの基準というのとは何か明文のものが存在するのですか。また、その明文のものが仮に存在するとしたら、それはそういうものを定める権限がそもそも自治体なり支局にあるんですかということをお伺いしたいのです。つまり事実の問題としてそういうことが起きているということだと、これまた是正するのが非常に難しいなという感じがいたしまして、法的な制度としてそういう権限が実際に存在して、一定の手続を経て定められているということになると、かえってその手続を踏み直すことで全部統一できるのではないかという気がするのですが、事実として違いがある場合にそれをどうやって是正したらいいのかという何かアイデアがあれば、その2点をお願いいたします。

○伊藤専務理事 審査側としては、法律等に委任された部分では間違いなく権限というものはございます。審査基準を定めたり、書面をつくったりというのは一定限度で間違いなく権限はございます。

○大崎専門委員 例えば支局ごとに定める権限があるのですか。例えば法務大臣が定めるとかになっているのではないですか。

○伊藤専務理事 原則は必ずそこに行き着くはずですが、ただし、事実としては違う取扱いがされていることが多くあるということをお報告させていただいております。

○高橋部会長 多分委任されているので、委任しているところで解釈が違つたりしている。

あと、地域の実情等を勘案して運用を変えているのだと思います。

○刀禰次長 行政の経験からしますと、もともとのルールは当然法令に何か書いてあるわけですが、ただ、そのときに、例えば何とかの事実を確認して許可するとか書いてあった場合には、事実の確認の仕方というのは行政庁に委ねられているわけです。その場合の確認の仕方について本部のヘッドクォーターできちんと定めている事例と、定めていない場合には、結局それぞれ例えば出張所に許可の権限が最終的に与えられていれば、出張所長さんが自分の確認の仕方はこうだと決めることは制度上は可能なわけです。ただし、それは法令上のものではないので、あくまでも事実としての確認の仕方について、口頭ではなくて書類を出してもらおう。書類を出してもらおう際には自由様式ということもあり得ますけれども、普通は様式を決めますので、その様式の決め方が出張所単位でばらばらになるということは起き得るということだと思います。

○高橋部会長 では手短にお願いします。

○佐久間専門委員 まず在留資格のところですけども、これは法定で様式が決まっているものもありますので、法定で様式が決まっているのかどうか。それとなぜ18と8の差がつくのか。これについて合理的な説明が当局からなされているのかどうか。いるとすれば、どういう内容か教えてください。

○伊藤専務理事 在留許可の書式については法定というか、一律のものが決められています。婚姻の質問書については、これは入国管理局によって時々変わるもので、それについての説明については入管からはほとんどございません。これについて書いてきてくださいと言われるだけでございます。

○高橋部会長 ちょっと調査しましょう。事務局、その点を調査してください。よろしいですか。

最後に私のほうから総括的にお聞きしたいのですが、トータルコストの削減ということが問題になっていますので、そういう意味で利用件数が多い手続はどれなのかということと、削減コストが大きいと思われるような手続にはどういうものがあるのかということですが。これは総論的にお聞きしたいのと、お聞きしていて行政手続法違反の可能性が多い手続がある。行政書士連合会は行政手続法をおわかりだと思うのですが、差し戻しをすとか、さらに言うとお見通しを聞いても教えないとか、これははっきり行政手続法違反の可能性が高い運用だと思うのですが、その点についてどう思われているのか。その辺についてお聞きしたいと思います。

○伊藤専務理事 トータルコストを下げるという先ほどの件においては、大量に扱っているものについては、例えば車の登録であったり、そういうところは改善の余地は随分あると思います。そういうものを一律にやるとトータルコストというのは大きく下がるだろうと思います。

行政手続法違反については、我々もある意味、依頼を受けて最前線で闘っているところではあるので、そこは私たちも言うべきところは言いますが、そこはいわゆる中央官庁か

らある意味こういうふうにしたらどうだということで御指導をいただければ、より我々も闘いやすくなるのかなと思っております。

以上です。

○高橋部会長 申請者側からは行政手続法違反だと言いつらいだろうというお話ですね。わかりました。

ほかいかがでしょうか。時間的にちょっと差し迫っていますが、幾つかあれば御提出いただければと思います。

農地の転用の手続についても、これは本来、法令上は不要なはずなのですが、これも事実上、要求されているという御理解でしょうか。

○伊藤専務理事 はい、そのとおりです。

○高橋部会長 これも行手法違反ですね。

もう一点、市街地の再開発許可の事例ですが、これは許認可官庁に、多分国交省にお願いするときに、必ず緩和すると乱開発されるおそれがあるという反論が出てきそうなのですが、それに対するあらかじめの再反論の論理というのはどのようなことをお考えでしょうか。

○伊藤専務理事 市街化調整区域については、それを使おうとする場合には開発許可が必要になりますので、その開発許可のところできちんと審査をすれば、そこの乱開発はある程度は防げるものかと考えます。

以上です。

○高橋部会長 わかりました。どうもありがとうございます。

ほかに何か御質問があれば頂戴したいと思います。いかがでしょうか。では原委員、どうぞ。

○原委員 御説明をいただいた中で、高橋先生おっしゃられた行手法違反のところにも係ると思いますが、審査期間が不明確あるいは審査基準が不明確であるという事例を幾つか教えていただきましたが、ほかにももし気になられているところがあるようであれば教えていただけましたら。

○伊藤専務理事 余りにもあり過ぎてというのが我々の実感ではあるのですが、もう少し言うと短いなら短いでもいいですし、長いなら長いでもいいのですけれども、ある程度このあたりで出るよというのを一律に処理していただければ私たちもやりやすいのですが、あるものは逆に早く出て、何だ言っているのと違うではないかとなり、ただ、30日ぐらいがめどですと言うと、50日に出るとだって君がやっているのにどうしてこんなにおくれるんだと、我々も短かったり長かったり扱いによってお客様からいろいろとお叱りを受けることがあって、そこはある程度標準的なところで、2～3日ぐらいでしたらまだ説明がつくのですが、1カ月も2カ月もとなると、おまえがかかわって何だという話が出てきますので、そこはもう少し処理をスピードアップしていただきたいというのが本音でございます。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。

○刀禰次長 事務局から確認的にコメントをいただければと思うのですが、今回のこの部会での取組自体について、どのようなことを受けとめておられ、期待をされているのかということと、逆にこういった行政手続の一体的見直しが進められていくことに対して、何か御懸念があるのかないのかということをお教えいただければと思います。

○吉村副会長 このようなヒアリングの機会をいただきまして、私どもとして日常クライアントとさまざまな部分で身近に接している部分で、本当にありがたい部分であるかなと思います。そして、生の声を直接このようなところでお話をさせていただけることが、いろいろな部分で改正なりのきっかけになっていただければ幸いかと思っております。本当にありがたい機会だと認識しております。

○高橋部会長 それでは、お時間まいりましたので日行連からのヒアリングを終了させていただきます。吉村様、伊藤様、本日はありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

(日本行政書士会連合会 退室)

○大崎専門委員 今よろしいですか。時間がちょうどあいているので。

部会長にぜひ教えていただきたいのですが、行政手続法違反ということを手続をする人間が感じた場合、救済措置というと結局、訴訟を起こすしかないということになるのでしょうか。

○高橋部会長 苦情相談とか、総務省のほうにも許認可官庁、行政管理局がありますので、そこにいろいろと相談するといったことはあり得るのではないかと思います。

○大崎専門委員 そうすると個別の手続自体には特段、遅延を来さない状態で、そういう認識を伝えて善処してもらい機会を探ることは可能であるという感じですか。

○高橋部会長 私は苦情相談などで可能だと思いますが、その辺はどうですか。大槻参事官。

○大槻参事官 基本的に各行政庁、処分を行う行政庁で苦情を受け付けたり、やり方を見直していただくことはあるかと思います。

○高橋部会長 そういうことだと思います。行手法が励行されていないことについてどう考えるかというのは、少し部会でも議論をしたほうがいいかもしれません。いい問題提起ありがとうございました。

(日本税理士会連合会 入室)

○高橋部会長 続きまして、日本税理士会連合会の瀬上専務理事、土屋調査研究部委員に来ていただいておりますので、お話を頂戴したいと思います。本日はどうもお忙しい中ありがとうございます。それでは、資料2に沿いまして御説明を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○瀬上専務理事 日本税理士会連合会の専務理事をしております瀬上でございます。

私からは今回、事業開始時の手続と事業継続時の手続という2つのところで提案をさせ

ていただいております。この中のアナログ的なところについては私からお話をします。IT系といいますか、デジタル系のところは土屋から話をさせていただくというふうにしておりますので、よろしく願いをいたします。

まず(1)の事業開始時の手続のところですが、事業開始届について、これはいわゆるワンストップでできないかということです。記載内容の統一と同時に提出する窓口を一緒にしてほしいという要望でございます。これは紙ベースだけではなく電子申請においても同様のことを考えております。国税においてはe-Tax、地方税においてはeLTAXというところの統一化を含めて御提案をいたします。

これは税理士の話とはまたちょっと別でございますけれども、社会保険及び労働保険。これは社会保険については日本年金機構が窓口になっております。また、労働保険については労働基準監督署及びハローワークになっており、計3箇所申請書を出すことになっておりますので、ここら辺も一元化できないかというのをあわせて要望いたします。

次に、事業継続時の手続の②でございますけれども、税務調査における事前通知の書面化ということで、事前通知については紙でまず通知していただきたいということです。これは国税通則法が平成23年に改正になっておりますけれども、当初の改正案では、事前通知については書面で行うことになっておりました。現行の手続の中では一旦、税務代理人である税理士に電話で日程調整の依頼をし、その後、税理士が日程調整をして、再度国税当局に連絡をして日程を決め、それからこの事前通知の手続に入るということで、なおかつ事前通知については11項目をお互いに合意するといいますか、お互いに話して、これは聞き取りをして書き込むという作業を電話でやりとりすることになります。ですので聞き残しをしてしまう。11項目のうち一部聞き残しをしてしまったり、誤って聞いたりすることもあり得るので、書面で通知をすることが望ましいと考えております。

③の地方税の納付でございますけれども、これは国税においては電子納税あるいはダイレクト納付という手続ができます。つまりこれは銀行の窓口を経ずにインターネットから納税ができるという仕組みになっておりますが、地方税においては一部地域を除いてこの機能がありませんので、窓口に行かなければいけない。納付書を持って窓口に行かなければいけないということになりますので、どうせ窓口に行くなら国税も窓口でというふうになってしまいますので、これは地方税においてダイレクト納付あるいは電子納税ができるような仕組みにしていきたいというのが③でございます。

⑤のダイレクト納付の利便性ということでございますけれども、現在はダイレクト納付をすると1つの金融機関から引き落としをされるようになっております。ところが、納税者の立場からすると、納付の期限に合わせて1つの金融機関に資金を取りまとめるという作業が出てきます。ですので、そのようにせずに複数の金融機関を選択できるようにし、例えば法人税についてはA銀行、地方法人税についてはB銀行、消費税についてはC銀行というような選択が可能のようにしていただきたいということが1つ目です。

もう一つは、引き落とし日が指定されている場合に、これは当日の朝に残高不足に気付

いて銀行に行っても、既に引落しの指図が済んでおり、残高が不足していた場合にはその日はもう納付できないのです。ですので滞納状態になってしまうということがありますので、当日中に再度銀行側が引き落とし指図ができるような仕組みにしていきたいというのが2つ目の要望でございます。

私からは以上です。

次は土屋から説明をいたします。

○土屋調査研究部委員 調査研究部委員の土屋でございます。

私からは(2)の①事業継続時の手続で、国税関係書類のスキャナ保存制度についてでございます。これは使い勝手がいいように大分最近改正された内容で、現行法ではスマホで写真を撮って、それにタイムスタンプをつけて保存をしたものでも国税関係書類として要件を満たすというような状態になっております。ただ、このタイムスタンプというものが1取引についてスタンプを1個付さなければいけないのですけれども、適時性や改ざんができないようにタイムスタンプをつけるわけですが、1つ8円となっております、かなりの取引がございますので費用がかさんでしまう。ですので外部サーバーを利用した電子署名でそれに代えていただければ、コストが大分削減できるのではないかとということです。

④はeLTAX、電子申請、登記情報サービス、インターネット上でかなりいろいろなことができるようになっているわけですが、ブラウザでインターネットエクスプローラーを使った場合には全てのページを閲覧することができるのですが、ChromeとかSafariとか、ほかのブラウザで見られないページがあったりするので、そこも少し改善をしていただきたいという要望でございます。

2ページ、⑥はe-TaxとeLTAXの窓口の一本化ということで、先ほど瀬上専務からもありましたけれども、国税と地方税でほぼ同じような内容の書類がございます。これは別々に国税と地方税にそれぞれ送付をしなければいけない。別途作成をしまして送付をすることになるのですが、記載内容がほぼ同じなものですから、例えばここにも書いてありますように源泉徴収票と給与支払報告書、ほとんど内容については同じでタイトルが違うというものがございます。これらにつきましては統一的な書式を考えていただいて、提出先も一本でいいのではないかと思います。

⑦は地方税分野におけるマイナンバーの統一的な取扱いということなのですが、今年1月31日に初めて大量にマイナンバーを付した償却資産税の申告が行われております。償却資産は各市区町村の税金で市区町村ごとに管理をしているのですが、自治体ごとに、マイナンバーを付けてくださいという自治体もあれば、そういった要求がないような自治体もありまして、いろいろな自治体に申告をする法人さんは、マイナンバーを付けなくてもいい自治体があるのに何でここはマイナンバーを付さなければいけないんだというようなクレームになったりしていたようですので、そこを統一していただきたいということと、あとはマイナンバーを付けたときに本人確認をするというのが原則としてあるわけですが、

これも自治体ごとに本人確認の書類を要求する自治体と、要求をしない自治体とかなり温度差があったので、ここも統一をいただきたいということでございます。

あとは、税理士は税務代理をさせていただいて申告をするわけですが、その際に税理士も本人確認をされるわけですが、国税手続の中では税理士証票を本人確認の書類として提出をしておりますけれども、地方税の分野では特段、統一がされておられませんので、その統一をお願いしたいということでございます。

以上です。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問等をお願いしたいと思います。

まず、最初に、私どもは数値的な点を明らかにすることが求められておまして、そういう意味では各手続の負担、費用でもいいし時間でもいいのですが、そういうものがどういうふうにこういうもので余計にかかっているのかということと、それから、削減効果は粗々どのようなことを数値的に明らかにできるか。この辺を概要で結構ですが、御教示いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○瀬上専務理事 これによって納税者の費用が減るかということ、費用で減るということはあまりないのかと思いますが、時間的なロスはかなり解消できるものと考えています。特に先ほどのワンストップのことに關しては、何カ所も行くという時間的な無駄というのはかなり大きなものがありますので、費用でなく我々からすれば時間。それをコストに考えればお金ということにもなるのでしょうが、そのように思います。

タイムスタンプについては今、土屋から説明があったとおり、1回やると8円かかるということで、かなりの件数があればそれが負担になるということになりますので、これは金額的にも大きなことになるのではないかと思います。

事前通知の書面化についても、これも時間の削減になると思います。最初に書面で来れば日程が入っておりますので、それを見て納税者と日程調整をした後に電話すれば、それで終わるわけですので、現状では何回か電話のやり取りが必要になるわけですが、それが1回で済むという意味で時間のロスがなくなるということでございます。

③の地方の納税についての電子化ですけれども、これも銀行に行くという時間がある意味、時間的なところでロスになるというようなことで、いずれも費用的にどうというよりはタイムロスなのかなと思っております。

以上です。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

大崎専門委員、どうぞ。

○大崎専門委員 1点お伺いしたいのですが、税務調査の事前通知の話です。これは先ほど私が正確に聞けなかったのかもしれないのですが、当初は書面で通知するという制度だったのが電話に変わったということなのですか。それとも当初から電話でという制度だったのでしょうか。

○瀬上専務理事 国税通則法を改正する前には、税務調査手続に関しては法律上、明確化されていなかったわけで、その試案の段階、最初の案の段階では書面であったわけですが、それが実際に施行されたときには書面ではなく、税務当局と何度も電話をして調整をするというような時間的な手間がかかる形になっているということでございます。

○大崎専門委員 今の話の感想ですけれども、一般的には書面を出さなければいけないというようなものを廃止すると、行政手続が簡素化されるみたいなイメージがあるのですが、これは多分それとは逆の例ではないかと思ひまして、非常に興味深い御指摘だと思ひました。

○高橋部会長 川田専門委員、どうぞ。

○川田専門委員 どうもありがとうございました。いつもお世話になっております。

行政手続上のコストをどのように見るかというのがこの部会の主目的だと思うのですが、そのコストについてのお考えは、先ほどの部会長からの質問に対する御説明でわかりました。

本日お聞きした内容は、「行政に対する税理士会連合会としての要望事項」ということで整理されるのかなと思ひます。例えば、先ほどの事前通知の書面化であるとか、スキャナー保存制度とか、これらはコスト削減効果ではなく、利便性が高まるなど、他の理由で規制を改革してほしいという要望を多分出されているのではないかと印象を受けました。経団連あたりは毎年やっていますが、税理士会連合会も同様に行政に対して改善要望を出しているのかどうかということをお聞きしたいと思ひます。

○瀬上専務理事 税理士法49条の11に建議権というのがございますので、当然のように、我々が考えている税制改正要望については毎年要望をして、書面にして関係官庁等にお渡しをしているということもあり、このような場でヒアリングを受ける場合は、その中から重点的なものを要望しているということでございます。ですので、機会あるごとに要望はしております。

○高橋部会長 吉田委員、お願いします。

○吉田委員 またITの観点から伺いたいと思ひますけれども、電子化をすることで、特にマイナンバーを中心としてこれからいろいろな情報が集まり得るといふような第一歩を踏んだわけですが、先ほどおっしゃった、電子化することでもちろん時間のセーブというのは大いにある。これは大きなメリットだと思ひます。そのほかに何かあり得ますか。アイデアを下さいという立場で申し上げているのです。

税理士さんの立場として、これからビッグデータというものがたまっていく可能性も出てきますと、いろいろなことでいろいろな情報をとることができます。その中で、これから国民が、もしくは政府が例えば税の取りこぼしがなくなる、そういうことも含めてだと思ひますけれども、IT化、デジタル化することで、プールされたビッグデータからどのような新たなベネフィットというのを受ける可能性がありますか。実はこういうデータがあると、例えば税理士さんからこんなソリューション提案もできます等。

○土屋調査研究部委員 現行でも、紙ベースの申告書が提出されたら、全て行政において電子化しているわけです。申告書を入力しまして、そのデータを管理運用しているところだと思います。

今、国税の中で情報として集めているものは基本的には納税者の所得です。利益の部分ですけれども、最近の傾向としては、資産、その人がどれだけストックを持っているのか、それを捕捉するような制度が少しずつ整備されてきています。国外財産調書であるとか、財産債務調書というものが提出書類として求められている状態です。

最終的には、マイナンバーを活用して、銀行の預金であるとか、株式、不動産、こういったものまで管理をすることができるようになると、どの方が本当に困っているのかが多分見えてくるのだらうと思います。そのときに、社会給付をする必要がある方をピンポイントで探せるような状態にはなってくるのかなと思います。

現状では、所得が少ないからといって、源泉分離課税されております預貯金であるとか、株式の配当や譲渡益についても源泉分離課税を選択することができますので、必ずしも申告の内容にその人の所得が全て反映されているわけではありません。そういったストックの情報まである程度捕捉ができるようになると、社会給付についてかなりピンポイントで給付をすることができるようになれば、行政コストはかなり削減できるのではないかと思います。

○吉田委員 ありがとうございます。

○高橋部会長 先ほど8円のお話があったのですが、これは後日、いわゆる日時を電子認証で変更できる可能性というのはあり得るのではないかと思いますのですが、それに対する技術的な防止措置みたいなことは考え得るのでしょうか。

○土屋調査研究部委員 タイムスタンプは、領収証とか請求書を保存する時点で、3日以内に付さなければいけないという要件が今ございます。それを電子署名に変えたときに、電子署名を発行するサーバーが利用者の社内にあるのであれば、時計をいじることによって改ざんすることが技術的には可能だと思うのですけれども、外部にあるサーバーを使った電子署名であれば、それは管理できないですから、全くタイムスタンプと同じような効果が得られるのではないかと思います。

○高橋部会長 どうぞ。

○吉田委員 逆に言うと、今はないということですね。統一的な、非常に公平な目でタイムスタンプを出すのがないということですか。

○土屋調査研究部委員 タイムスタンプは、管理されている特定のタイムスタンプ発行事業体にしか今は認めていませんので、そこは確実に改ざん防止ができると思うのですけれども、電子署名については2種類、内部のサーバーを利用したものと外部サーバーを利用したものと2つあるということなので、要件としては外部のサーバーを利用した電子署名であればタイムスタンプと同じような効果が得られて、なおかつコストが大分削減できるのではないかと思います。普及をするためには、コストがかからないほうが当然いいわけ

ですから。

あと、マイナンバーカードにも電子認証の機能が付与される予定だと思うのですが、それを使えば、タイムスタンプのかわりに適時性や改ざんの要件を充足することができるのではないかと思います。

○高橋部会長 どうぞ。

○森下部会長代理 今、タイムスタンプでも8円というお話がありましたよね。電子認証でも、外のサーバーを使うとなるとやはり費用が出るように思うのですけれども、どうなのですか。大分そこは変わるものですか。

○土屋調査研究部委員 例えば電子申告をするときに、電子署名をつけて申告をするわけですが、その際に用いられる日税連発行の電子証明書については、私どもが負担をしている費用というのは最初のカードの発行時の費用だけであり、ランニングコストは会が負担していますので、どれだけのコストがかかっているかわかりません。マイナンバーカードによる電子認証のランニングコストとしてどれだけ費用がかかるかはわかりませんが、少なくとも税理士の今使っている署名だとコストがかかっていない状態なので、そんなにかからないのではないのかなと思います。

○高橋部会長 よろしいですか。

○刀禰次長 日税連のほうのシステムにコストがかかっているわけですね。

○土屋調査研究部委員 現状の申告するときの電子署名は、会のほうで負担している部分があると思います。

○高橋部会長 ほかはいかがでしょうか。

ダイレクト納付の話なのですが、全ての地方税でダイレクト納付がない現状だと。全ての項目についてということでしょうか。

○瀬上専務理事 そのように思っております。

○高橋部会長 では、全て銀行窓口に行かなければいけないと。

○瀬上専務理事 はい。そういうことが多いと思います。

○高橋部会長 それから、電子申請についても、eLTAXの話ですが、インターネットエクスプローラー以外では使えないというのは、具体的にどんな手続なのでしょう。

○土屋調査研究部委員 ページの中で、インターネットエクスプローラー以外では開けないページがあるということで、全てが見られないわけではありません。

あとは、登記供託サービスとして登記情報、不動産の登記とか会社登記を閲覧することができるけれども、その中でもブラウザの制限を受ける部分があるということです。

○高橋部会長 わかりました。ほかはいかがでしょうか。

それでは、原委員、どうぞ。

○原委員 先ほどの地方税のダイレクト納付のところで、これは実現しようとするとなんが障害になるのでしょうか。全ての自治体でIT対応のための投資をしないとイケないということなのか、あるいは一括して何らかの解決策があるのか。

○土屋調査研究部委員 自治体ごとに規模が違いますので、全ての自治体さんが電子化するというのはなかなか自治体ごとでは難しいのですけれども、給与支払報告書について、現行は全国の自治体が電子で給与支払報告書を受けられるようになっていきます。それは総務省さんが一元的に管理をされて、各自治体が費用負担をするような形態でやられていますので、それと同じような仕組みであれば、ダイレクト納付にも対応できるのではないかと思います。

○高橋部会長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

最後ですが、我々の規制・行政手続コストの削減についての取組について、その取組自体を御会としてどういうふうを受けとめていらっしゃるのか。さらに、今後進めていく中で、御会としてはどんな懸念事項があり得るかと考えていらっしゃるのか。この2点について御教示いただければ思うのですが、いかがでしょうか。

○瀬上専務理事 当然、規制をできるだけなくして、スムーズな手続ができるというのは我々も要望しているところがございますので、一致しているところだと思います。

もう一つはどういう。

○高橋部会長 懸念事項といいますか、我々が進める上でこういうことに気をつけたらいいのではないかとというような御示唆があればということです。

○瀬上専務理事 我々は納税者の立場で、専門家として意見を言うというのが我々の基本ですので、今出てきた中で、納税者にとってどうなのかなということを考えながら意見を引き続き要望していきたいと思っております。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、そろそろ時間が参りましたので、日税連からのヒアリングは終了させていただきます。

瀬上様、土屋様、どうもありがとうございました。引き続き、よろしく願いいたします。

(日本税理士会連合会 退室)

(全国社会保険労務士会連合会 入室)

○高橋部会長 続きまして、全国社会保険労務士会連合会からお話を頂戴したいと思います。大谷副会長にいらしていただいております。

本日は、お忙しい中、どうもありがとうございます。

資料3に沿いまして御説明を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○大谷副会長 全国社会保険労務士会連合会副会長の大谷でございます。本日は説明の機会をお与えいただきましてありがとうございます。

配付させていただいているかと思いますが、資料について御説明申し上げます。

まず、私ども、本日の立場といいますのは、社会保険労務士として非常に煩雑な手続というものを事業主あるいは労働者、さらには御家族にかわって手続をしておりますので、その点について、煩雑さについて、業としてやっている者としての負担感というのは余り

ございません。ただ、お伺いをしている話では、相当に事業主あるいは労働者、御家族の方々が手続で煩雑さを感じておられるという声を耳にしておりますので、そういう立場から御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、事業の開始時における手続でございます。健康保険あるいは厚生年金、雇用保険、労災保険、こういった保険の関係を成立させる手続がございます。当然これは持っていく役所の窓口もそれぞれ違いますし、順番から申し上げますと、1番に労災保険の手続をやります。そこで労働保険の番号が決まった後でなければ、雇用保険等の手続がとれないということで、ある種順番が決まっている中での手続ということになります。そのあたり、初めておやりになる方にとっては、どこへ最初に行かなければならないか、それもなかなか難しい点はあるのだろうと思っております。

あわせて、添付する書類がほぼ同じものをつけていかなければなりません。その際に、窓口が1つであれば、そこにまとめてお出ししておくことによって、1つの添付書類で全て確認済みだよということで処理をしていただけるであろうし、あちこち持って回る必要がなくなるのではないかと考えております。このことは、紙でやる場合も電子的に手続をする場合も同様でございます、窓口は全て別々という形になっております。

その次に、事業の継続の形でございますが、日常的には人の出入り、あるいは家族の変動、こういったものに伴って手続が全て発生してまいります。もちろんこれも窓口がばらばらということになりますし、場合によっては、健康保険のようなケースで申し上げますと、政府管掌の協会けんぽなのか、あるいは大きな会社ですと組合健保ということで独自に持っておられます。さらには、全国土木というのが代表的なのですが、国民健康保険の一つの団体としてそういったものもございます。

そういう中で、どこに所属するかによってそれぞれ様式も異なりますし、手続先も全て変わってくる。特に、厚生年金の場合でも、厚生年金だけのところ、それから厚生年金基金、大きな会社の場合は上乘せの基金を持っておられますが、こういったところが出てくる場合は、当然手続が全て異なっていくという形になってまいります。そういったところで、ここも日常的な手続でございますので、ワンストップでできるようなことがあればと考えております。これも、電子的な手続をする場合も、窓口はばらばらでございます。

その中で3点ほど、2ページ目になりますが、1番目に申し上げたのがそのことです。それから、制度ごとに、例えば健康保険、労災保険、厚生年金保険、介護保険も含めると4つですが、その保険料の改定時期がばらばらでございます。したがって、いつこれが改定され、何月から実施されるのか、それを事細かく周知をしておかないと、手続にそごを生じていく。あるいは、上がる場合もありますし、下がる場合もありますので、その場合には給料において追徴したり、あるいは払い戻したりという作業も実際には起こってくる。そういうことを避けるために、実施時期についての統一が図られれば、そういったことも減るのではないかと考えております。

労災の関係ですけれども、通勤災害、業務災害ともにですが、労災病院で治療を受ける

場合は割と簡単な手続で済みますけれども、例えばはりとかきゅう、柔道整腹師、薬局、こういったところへ行きますと、ここは指定病院がございませんので、そうなりますと様式が全てばらばらに設定されています。はり・きゅうへ行くときと柔道整腹師のところに行くときでは、用紙が違います。どこへ行ったらどの用紙と、余り中身は変わらないのですけれども、細かく様式が分かれています。そういったところは、手続上でもかなり煩雑な思いをされるのではないかと感じております。

また、電子申請につきましては、現状はやはり紙による申請を優先して処理されているのではないかと感じる場所がございます。そういう意味では、電子申請のメリットが十分に活かされておられません。

さらに、マイナンバーを記載した届出ということが今後始まってまいります。その際には、紙にマイナンバーを書いて持ち運ぶということは非常に危険性のあることだと思います。鍵のかかるかばんに入れて持ち運ぶということを言っておりますけれども、むしろ電子申請をすることによって、そこがきちっと保護されるのではないかと。そういう意味では、プラットフォームなんかを一つつくっていただいて、これは国家資格者が届をしたのか、一体誰がしたのか、届出をされた方が確認できるような形のものを御準備いただければ、誰が自分のマイナンバーを利用した手続をしたのかということを確認できますので、国民の皆さんにとっては安心につながるのではないかと感じております。

少し今回の話としては違うのかもわかりませんが、実は保険料の負担の公平性というところがございます。厚生年金も健康保険もそうですが、上限が定められております。したがいまして、1月の報酬が135万円以上になりますと、健康保険は保険料がもうそれ以上にはなりません。年金ですともう少し低い、半分ぐらいの金額になってしまいます。また、賞与につきましても、健康保険は現在年間で573万円までは保険料が計算されますが、それ以上になりますと保険料がもらえないというか、もらっていないこととなります。厚生年金は1回について150万円が賞与の上限でございます。したがいまして、保険料の負担を軽減する、例えば月々100万円の報酬の方が12カ月で1,200万円だとしたときに、月10万の報酬にして、残りを年2回の賞与に分けると、保険料が恐らく年間ベースで六十数万円安くなります。そういったことが現に行われているということもございます。そういったところで、公平性の観点からは、保険料の徴収については上限がない、雇用保険と同じように報酬に料率を掛けるというような方法もあるでしょうし、給付については何らかの高額所得者に対する制限ということがあってもしかるべきかなと感じておるところでございます。

事業が拡大をする過程でございますが、最近は単に同じ業種で広がっていくというよりも、異業種へ進出ということが多くなってまいります。業種が変わりますと、実は労災保険は料率が変わってまいります。そういったところで、どの料率に適用されていくのか、そういったところを選ぶというのは、決定するまでに相当中身を見た上で選ばないといけないという意味では少し煩雑なのではないかと。保険の料率というのは、細目表という本に

なっているくらいでございます。その中から自分の行っている事業についての保険料率を1つ選ばなければならないという意味では、かなり煩雑さがあるのではないかなと思っております。

それから、建設業につきましては、今ある一定の条件のもとで本社に一括した届出ができます。このことを有期事業の一括ということになっておりますが、金額がふえてまいりますと、一括できないのは当然ですけれども、隣接県という概念がございます。例えば、私は香川県なのですが、香川県ですと四国の3県、それからなぜか大阪が隣接県に入っております。どこが隣接なのかということについては、その都度、御自分のおられる県を中心に隣接しているのか、していないのかを見きわめた上で、一括でできるかできないかという議論をしているわけですが、グローバルに全国展開をする事業もございます。そういった意味では、建設につきましてもこの隣接という範囲を全国規模で拡大をしていただくということになれば、一括というのは割と簡単にできるのだらうと思っております。

もう一つは、海外への進出をされる企業も多くなっているわけですが、出張される労働者の場合は、特別加入という方式で労災保険に加入させないと、海外での業務上の災害についての補償が受けられません。この手続は海外へ行く都度でございますので、非常に煩雑になってまいります。もしも手続を怠るということがあった場合には、労災保険上の給付を労働者が受けられないという不利益にもなってまいろうかと思っております。このあたりについて、海外出張という一つのジャンルを設けて、恒常的に保険が掛けられるという制度が創設されたら、煩雑さは大きく解消されるように感じております。

それから、事業の活動の終了の時点でございますけれども、多くの場合は、倒産等、夜逃げというものを含めて、実体が突然なくなるというケースがございます。その場合は職権によっていろいろな保険を終了させるわけですが、これを早くやらないと、離職者そのものが離職票の交付を受ける日にちが延びるということになりますと、保険で救済される時期が後ろにずれていくというような感じを受けるところがございます。

そういった面で、いろいろな分野がございます。とりあえず代表的なものが、本日お示ししましたものでございます。

煩雑さゆえに保険の適用を怠るということは、労働者の保護という観点からは大きなマイナスになってまいります。そういう意味で、我々はしっかりと事業主、労働者、御家族をサポートしてまいりたいと考えておりますけれども、制度上で改善できる点があれば、ぜひ御検討を賜ればと存じております。

簡単ですが、以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問を頂戴したいと思います。

まず私のほうで総論的なお話ですが、我々が作業を進めていく上で、「見える化」といいますか、指標化というのが円滑に作業を進める上では重要だと考えているわけですが、そういう意味で、これらの手続における事業者の負担で、明確に「見える化」といいます

か、指標化できるような点というのはどういうものが考え得るのか、改善コストとしてはどういうものが考えられるのか、その辺についてお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○大谷副会長 開設時の手続というのは基本的に1回でございますから、負担としては1回だけの負担ということになるかと思います。ただ、日常的なところで申し上げますと、取得届ですと、年間の届出件数というのは何百万件という単位になるかと思います。現在、電子申請ができているパーセントはまだまだ少のうございます。そういう中で、取得をしたり、あるいは退職した手続をしたりということにつきましては、改善というのは相当大きな件数に影響が出てくると思っております。

また、マイナンバーを使うというところからしましても、いろいろなところへ届出を出すというよりは、1カ所で集中的にそれを受け付けていただく。届出としては役所が違いますので、ある程度振り分けられるのはやむを得ないと思いますが、それによってもう、件数的なものからしますと、雇用保険、健康保険、厚生年金だけの手続でも相当数であると考えています。

○高橋部会長 ありがとうございます。

それでは、いろいろと御質問があると思います。では、佐久間専門委員、お願いします。

○佐久間専門委員 御説明、どうもありがとうございました。

最初に感想ですけれども、今までのホットライン等々には、労働社会保険関係についての規制の改革の具体的な点というのが余りなかったのですが、今回こういうお話を聞くと、逆に言えば、非常に余地があるのだなというのがよくわかりました。

質問は、ざっくり言って、先ほど4つの保険制度、労働保険、雇用保険、健康保険、そして介護保険で言えば、事業者にとってはどこの関係が一番負担となっているのでしょうか。その点について何か御示唆があれば、お伺いできればと思います。

○大谷副会長 入社すれば必ず退社がありますので、1人にとって手続は必ずこれは2回ございます。それで、真ん中、要は勤務しておられるというところだけを考えますと、御家族が動かれる、場合によってはお子さんが生まれたということになると、別の届出も発生してまいります。

そういうことでいきますと、人生一つの流れの中で、手続というのは会社が1個であっても、お一人は相当の数の手続がなされる。そのときに、簡略化していく、あるいはワンストップでしていくとしても、誰が一体私の手続をしたのか、これがわからない状態では、国民の皆様は安心されないであろうと思っております。

そういう意味で、土業のプラットフォームということをお考えいただいていると理解はしておりますので、まずそういうものができて、そして我々が電子申請をどんどんする。あるいは、個人の方も自分で手続ができる。そういったものもたくさんございます。そうになると、自分の手続を簡単に自分でできる。例えば住民票を動かすというのは、余りに

頼まなくても、大方の国民は自分で動かしておられるわけですが、実際に社会保険は、今申し上げたのは、企業を通して、事業所を通してしか動いていません。今どうなっているのかということも事業主を通してしかわかりません。そういったところが、自分で見に行けるマイポータルというものができ上がれば、自分は間違いなく保険にかかっているのか、安心して働いていけるか。そういったところがきちっとできるようになるというのが一番いい形なのかなと思っております。

○高橋部会長 それでは、吉田委員、お願いします。

○吉田委員 現実で、わかりやすいです、ありがとうございます。何となくアイデアが出てきたのですけれども、ちょっとプレスト程度にお話しさせていただきます。

どんなシステムの簡素化が、一体あり得るのかと思ったのですが、これだけ多岐にわたるいろいろな手続があって、これをアプリケーションにして、IT化して、システムにするなんて誰が一体できるのか、スーパーマンがいるのだろうかと思っていたのですけれども、まず、取っかかりとしてはマイナンバーを軸としたポータルみたいな、プラットフォームとおっしゃいましたよね。すごく初歩的なもので、その中でまず認証システムがあり、セキュアな環境で、恐らくそこはクラウド環境になっていて、まずは書類をスキャンして、自分の申請書を、とりあえずプールするようなファイルサーバーみたいなものがあるだけでも全然進歩だとおっしゃっていますよね。それだとすごくわかりやすいですね。でないと、結局、企業を通してしか過去の提出書類を把握できない、一体どういう申請の歴史があるのかもわからない、例えばそれは転職と労働の流動性みたいなものにも影響してきますよね。転職したら過去の情報にもアクセスできない。だから、なるほどなど。

さっきのタイムスタンプの話がありましたよね。その認証と同じように、スタンダード化したタイムスタンプみたいな、必ずこのプロセス、電子化のために必要な機能、みんなが使わなくてはいけない機能、アプリがあるわけじゃないですか。そういうアプリもプラットフォームで提供すればいいと思うのです。

先ほど、インターネットエクスプローラーじゃないと使えなくて、スタックしてしまうとか、今時そんなことがあるんですか。だとしたら、例えば推奨するアプリケーションもそのプラットフォームの中でクラウドとして提供するとか、そういうスタンダード化したマイナンバープラットフォームみたいなことですよ。ここから始まるということはできますね。提供側が推奨するものを提供しスタンダード化をうながす。それは完全にセキュリティを担保された形でということ。ありがとうございます。

○高橋部会長 森下代理、いかがでしょうか。

○森下部会長代理 先ほどの吉田委員のお話とも絡むのですけれども、紙による申請が優先されている実態があるというお話があって、そんな不思議なことがあるのだなど。どういう実態なんですかね。何か不思議な話を聞いた気がして。

○大谷副会長 具体的に申し上げますと、取得をされた方が健康保険証が手に入るまで何日かかるかということですが、電子申請をまず取得という形でいたします。そうしますと、

それが各年金事務所の事務センターの中で処理をされ、コンピューターに入力される。そこまでは割と早いと思います。その後で、今度は健康保険協会、健保協会というところへデータを送ります。そして、データが今度は健保協会のほうで処理をされ、そしてそこで全て外部へ出すというシステムになっているのですが、そこから逆戻りをして健保協会に返って、本人へ返ってくる。その間の日数はおおよそ20日以上、25日ぐらいが平均の数字です。

ということになると、生まれた赤ちゃんが病気したときは、25日間ぐらいは保険証がないという状態があり得る。もちろんそういう場合は、すぐ病院に行かなければいけないのでということで、紙で証明をしていただく。仮の姿のものはあるのですがけれども、恒常的な保険証が届くまでには相当時間がかかります。それが現状です。紙でやってもほぼ同じだろうと思います。

そこで早くなる方法というのは何かあるのだろうと思うのですが、まだ来ないのですかということで、私ども、手続をかわりにやらせていただいても、我々が忘れていたような錯覚を抱かれる可能性まであるという現状でございます。

ここは年金事務所、健保協会も一生懸命対応していただいているはずなのですがけれども、どこかで時間がロスをしていくものになっているのだろうと思います。

○森下部会長代理 それは、標準処理手続期間みたいなものは決まっていないのですか。ひたすら待つだけですか。

○大谷副会長 標準的には決まっているのですが、不服を言うのであれば、60日以上にならないと言えないかなというところはございますね。要は、行政の処理として何日までにしなければならないというはある種線引きはあるのですがけれども、健康保険証というのは保険証が返ってこないといけませんので、届を出すだけで終わっていないところがあります。

いずれ、マイナンバーカードに健康保険の機能を持たせるという発想もおありのようですので、そうなれば持っているものが何らかの方法で保険証の機能を持つということになれば、そこは大きく変わることにつながっていくのだろうと思っています。

○森下部会長代理 もう一点は、労働社会保険の手続で、労働基準監督署、公共職業安定所、年金事務所等ではばらばら行かなければいけないとありましたけれども、これは恐らく全部厚労省傘下ですよ。その順番が決まっているというのは、何か理由があるのですか。普通に考えると、言われるように1カ所で最初に番号さえもらえば、あとは自動的に流れていくというのが向こうも便利だろうと思うのですがけれども、何でこんなことになっているのですかね。

○大谷副会長 まず、雇用保険を成立させるためには、大前提が労働保険が適用されている、すなわち労働保険番号の振り出しをしてもらわなければなりません。労働保険番号の振り出しをするのは監督署でございますので、監督署でまず労働保険番号をもらう。それを書き込んで、雇用保険の設置を届け出る。こういう順番になります。それらができてい

ますということ为前提に、社会保険の手続も同じく、こういうものがあります、していますということで届出をしていくということになりますので、まずは労働保険を適用し、雇用保険を適用し、そして健康保険と厚生年金、これは一本になって届出ができますが、これをするという形になるということです。

○森下部会長代理 これは、それぞれ歩いて窓口に行かなければいけない話なのですか。それぞれ待つのですか。

○大谷副会長 添付書類もありますので、お持ちをして、その日のうちに番号を書いて、安定所へまた歩いて、走って、行ってということになります。番号を振り出してもらおうという意味では、電子申請でも番号が返ってくるのを待たなければいけませんから、そういう意味では足を運んだほうが早いということになります。この時代、足が速いというのちょっと違和感はあるのですが、現実はそのような形で動いております。

○森下部会長代理 笑ってはいけないのですけれども、まだそんなことをやっているのは、すごく不思議な気がします。

○吉田委員 具体的に何をしていますのですか。

○大谷副会長 まず、会社の場合ですと、登記簿の謄本をつくっています。それは、会社が登記をされている、存在している、そこに記載されている社名、所在地、業種、こういったものを確認をされます。というのは、この会社の業種が決まらなないと、保険の番号があっても、労働保険は幾ら払えばいいのか決まりません。料率が業種によって決まりますので、そういう手続をとるために、もちろん我々はこの業種だということを細目表から選んで持っていきますけれども、一般の国民の方が届出をするときには、自分がどの事業に該当し、どの保険になっているかということは、多分窓口でお話をして確認をしない限り決定できないものだと思います。我々でも、実際、これが保険料率のどれを適用するのか、非常に迷うようなケースもございます。

昔は、一つの会社が主たる事業、一つしかやっていなかったのですが、もう全然違うものを同じ工場の中でやっておられる。単純なことで言うと、鉄を削っているということは共通でも、それが自動車の部品をつくっているのか、機械の部品をつくっているのかで料率が変わります。それは鉄を削るでいいのではないかという話もあるのですが、やはり設備的なものとかいろいろなものを見ると、細かく保険料率が定められているというのが現状でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

どうぞ。

○川田専門委員 感想と質問なのですが、私ども会社員になりますと、家族の異動などは、人事部門や健康保険組合に申請を一つ提出すれば、あとは会社がやってくれますので、こんな煩雑な手続があったということを知りまして、ちょっと驚いているわけでございます。そういう意味では、手続コストの事業者側の負担の軽減に相当つながるのかなとの印象を持ったのですけれども、一方において、手続の一元化をする場合に、事業者側

に何らかの負担が発生するのか。例えば、パソコン、コンピューターの整備が必要であるとか、あるいはシステム対応が必要であるとか、一時的なものを含めて、事業側に何らかの負担が生じる可能性があるのかどうか。それについてお聞きしたいと思います。

○大谷副会長 厚生労働省の手続の場合は、e-Govというものを提供されておりますので、特段、民間で販売されているソフトを購入するまでもなく、e-Govを通した申請は現在もできる形です。ただ、窓口はばらばらになりますので、そのところでA会社のどなたかが電子証明書をつけるわけでしょうから、その方が手続をしたということが記録に残るといふ形。

それで、本人がそれを確認できるというのは非常に大事な要素として、例えば年金の記録問題がかつて発生しましたけれども、今でも正しい保険料を徴収されているのかどうかというところは、本人は自分の給与明細と、ここに本がありますけれども、この程度の本を見ないと、自分が適正なのかどうかというのはなかなか判断できません。

そういう意味では、自分の給料と、実は等級というのは違っていて、幾らから幾らまでは幾らとするという枠組みになっているところがあります。そういうところで、表にすれば、この表で自分の給料を当てはめればいいのですが、ただ単に今月の給料で決まるわけでもない。基本的には4、5、6月の平均で決まりますし、大きく給与が変動する場合には3カ月間の平均をとって変動させる。非常に細かい作業をしています。これは負担の公平という意味では、ある種やむを得ないところはあるのだと思いますが、そのあたりも給与ソフトが現在ございます。そういうもので平均は簡単にとれるようには現状はなっています。あとは、届け出る際にe-Govをきちっと使って、なおかつ御本人が確認しやすい、そういうものがあれば、今の状況の中でも相当は改善されるだろうと思っています。

○高橋部会長 それでは、時間的にちょっと差し迫ってまいりますので、最後に私のほうから。

我々、今、規制・行政手続コストの削減ということで、このような取組をしておりますが、このような取組についてどのような御評価をされているのかということと、もう一つ、我々がこのような取組を進めるに当たって留意すべき点としてどんなようなものがあるのか。この2点について、少し御教示いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○大谷副会長 今も御質問の中にございましたけれども、マイナンバー等の実施に伴う負担というのは、各事業所は相当なものを負担していかなければならないとも思っています。そういう中で、誰かがマイナンバーをしっかりと間違いなく保管をして、そして対応していないと、小さい事業所も1件でもあれば相当負担を持った形になるだろうと思っています。

いろいろな手続の中で我々がお願いをしたいのは、本人にとっての個人情報、こういったものが漏れないような形のものでないといけないだろうと思っていますし、過度に省略していきますと、実態でないものが不正な手続につながっていく。要は、給付というものが後ろにありますので、公平な負担と適正な給付というところがきちっとリンクされてい

る、そこをしっかりと見据えていただいた改善をしていただければありがたいと思っております。

また、こういう機会をいただきまして、大変なことを事業所さん、家族、労働者は抱えてやっているのだなということをお理解いただけただけでも、本日は私どもにとっては意義があったと感じております。ありがとうございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、お時間が参りましたので、全国社会保険労務士会連合会様からのヒアリングを終了させていただきます。

大谷様、どうもありがとうございました。

(全国社会保険労務士会連合会 退室)

○高橋部会長 本日の議題は以上でございます。皆様、何か御意見があればお出しただければと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、次回は経済団体を中心にお話を伺う予定でございます。

最後に、事務局から何かございますでしょうか。

○石崎参事官 次回の会議日程は、また後日事務局のほうから連絡させていただきます。

○高橋部会長 これにて会議を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。